

2023 年度(第 15 期)官民協働海外留学支援制度

～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～の募集について

宇都宮大学 留学生・国際交流室

「2023 年度(第 15 期)官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」への応募を希望する学生は、必要書類を **2023 年 1 月 31 日(火)まで**に留学生・国際交流室まで提出願います。

1. 募集要項

別紙「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～【大学生等対象】2023 年度(第 15 期)派遣留学生募集要項」を参照してください。

2. 対象者(募集要項:「7. 要件(1)派遣留学生の要件」参照)

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生 又は 応募時まで日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を**全て満たす**学生になります。

(1)本制度で実施する事前・事後研修及び派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する学生

(2)本学において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3)本学が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生

(4)留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(5)留学終了後、本学で学業を継続又は学位を取得する学生

※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により本学に在籍しなくなった場合は派遣留学生の採用を取り消され、既に受給している奨学金等の返納が求められます。

(7)2023 年4月1日現在の年齢が 30 歳以下である学生

(8)留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

※JASSO が実施する海外留学支援制度(協定派遣)との併給はできません。

※JASSO が実施する第一種、第二種奨学金の貸与を受けている者は、本制度の奨学金との併給が可能ですが、休止を希望する場合、本学担当部署(学生支援課)にて手続を行ってください。

(9)本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も対象となります。

(10)本制度の 2023 年度(第 8 期)高校生等対象プログラムに応募していない学生

3. 支援の対象となる留学計画(募集要項:「7. 要件(2)留学計画の要件」参照)

以下に掲げる項目を**全て満たす**留学計画であること。

- ①2023年8月1日(火)から2024年3月31日(日)までに諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、プログラム開始日となります。)計画
※日本で開催される事前研修に参加することが留学開始の要件となります。
- ②諸外国における留学期間が28日以上1年以内(留学期間を3か月以上とする計画を推奨)の計画
※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。
※留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③留学先における各受入機関(以下「留学先機関」という。)がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画
※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。
※留学先機関がなく、毎月の在籍確認をとれない計画は支援対象となりません。
- ④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。語学学習が留学計画全体の準備過程ないしは補助的位置づけとして計画の一部に含まれているケースは、支援の対象となります。
- ⑥留学先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の海外安全情報の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画
※危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えありませんが、留学計画開始時点及び留学計画開始後に、「レベル2」以上となった場合は、原則として、月額奨学金の支給対象外となります。(ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、速やかな帰国が困難と在籍校が判断する場合を除く。)

【応募にあたっての留意事項】

外務省の公表する海外安全情報で危険レベル(感染症危険レベル)2以上とされている国・地域への渡航は支援できないため、出発時期に上記レベル以上となっている場合、渡航の延期もしくは渡航先の変更が必要になります。また、同レベルが1以下であったとしても、宇都宮大学が安全だと判断できない場合、支援をすることはできません。

なお、渡航延期もしくは渡航先変更については別途申請を必要とし、かつ、必ずしも承認されるわけではないことを予めご承知おきください。

4. 奨学金支給額

(1) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

奨学金支給額: 月額 12 万～16 万円(その他留学準備金、授業料(定額)を支給)

(2) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生

奨学金支給額: 月額6万円(その他留学準備金、授業料(定額)を支給)

※家計基準の判定は、2023 年4月1日時点の学籍身分(見込)で行います(※詳細は「5. 申請手順(1)参照」)

※協定校への交換留学プログラムにて応募する方は、授業料は支給対象外です。

5. 申請手順

以下の流れにより申請を行ってください。

(1) 以下の書類を、留学生・国際交流室にメール添付にて提出する。

①「応募書類事前準備シート」

②自由記述書(A4 2 枚以内)

③留学先機関の受入れ許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

(※既に用意できている場合のみ)

④家計の所得がわかる直近(2021 年1月～12 月分)の必要書類(源泉徴収票、確定申告書等)

(※同一家計内に給与所得者等が複数いる場合は全員分)

⑤必要事項を記入した「家計基準判定表」

※2023 年 4 月 1 日現在大学院生の者と、学部生の者とは、必要書類が異なるので注意すること。

(※①については、必ずご家族及び担任または指導教員に相談・確認の上、申請してください。)

【送信先メールアドレス】 scholarship@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

※件名は「【トビタテ 15 期・申請】学籍番号・所属・氏名」とすること。

(2) 留学生・国際交流室より、受領連絡と共に、家計基準内・家計基準外どちらに該当するかについて返信する。

(※3営業日を過ぎても返信がない場合は、電話等にてお問合せください。)

<以下(3)～(5)に関する詳細は、2月以降応募者にお知らせします。>

(3) トビタテ！留学 JAPAN 学生用オンラインシステムにて、「留学計画書」・「アンバサダー活動及びエヴァンジェリスト活動」を入力するとともに、以下のデータをウェブ提出する。

① 自由記述書

② 留学先機関の受入れ許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

(※既に用意できている場合のみ)

(4) 修正箇所がある場合、留学生・国際交流室担当者からシステム経由で連絡を行うので、それに基づき、申請内容を修正する。

(5) 留学生・国際交流室担当者からの承認連絡をもって、申請完了となる。

6. スケジュール

学内応募期限:2023 年 1 月 31 日(火)

(※締切を過ぎての応募は一切受け付けませんのでご注意ください。)

- ・オンラインシステムからの応募申請開始時期:2023 年2月(予定)
- ・オンラインシステムからの応募申請期限:2023 年2月 28 日(火)
- ・書面審査結果の通知:2023 年 4 月 20 日(木)(予定)
- ・面接選考:2023 年 5 月 20 日(土)、21 日(日)(東京)(予定)
- ・採否結果の通知:2023 年6月 27 日(火)(予定)
- ・事前研修:2023 年 7 月～8 月(予定)

7. 関連ウェブサイト

■官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～

<https://tobitate.mext.go.jp/>

■外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

宇都宮大学 留学生・国際交流室

TEL: 028-649-8166

E-mail: scholarship@miyajm.utsunomiya-u.ac.jp